

## 犀川砂防事務所の沿革

明治9年に新潟県三条町（現三条市）に内務省土木局出張所が設置された事を機に、信濃川水系で河川工事が開始された。信濃川の改修目的を達成するためには、上流域の荒廃溪流を治める必要があり、明治12年から信濃川上流域で国による直轄砂防工事が始まった。

明治16年	蜂ヶ沢で直轄砂防工事に着手
明治19年7月	土木監督署制が公布され、信濃川の改修および上流部砂防工事は、内務省第三区土木監督署が引き続き直轄施工をすることとなった
明治20年4月	麻績村に第三区土木監督署麻績村砂防工営所が設置され、同時に麻績川流域の砂防工事が始まる
明治30年	「砂防法」制定
昭和14年3月	河川課から独立して砂防課が設置される
昭和14年12月	大町土木出張所管内のうち蜂ヶ沢、深見沢、八代沢、金熊川の砂防工事を引き受け、旧陸郷村（安曇野市明科大字陸郷）に犀川砂防事務所が設置される 管轄区域：陸郷村、広津村、八坂村、七貴村、生坂村の計5村
昭和26年	美麻村、東川手村、中川手村、上川手村、五常村が追加され、計10村が管轄区域となる
昭30年4月	町村合併により美麻村、八坂村、池田町、明科町、四賀村、生坂村の計2町4村となる
昭和38年3月	現在地（安曇野市明科町中川手）に庁舎が新築移転
昭和39年10月	本城村、坂北村、麻績村、坂井村が追加され、計2町8村となる
昭和48年4月	美麻村は土尻川砂防事務所の管轄となり、計2町7村となる
平成17年～18年	市町村合併により、松本市四賀地区、安曇野市明科地区、大町市八坂地区、東筑摩郡麻績村、生坂村、筑坂村、北安曇郡池田町の3市1町3村となる

昭和14年の事務所開設当時、旧広津村、峯の在家集落七戸の住民一同は、犀川砂防事務所が設置されたことを非常に歓迎し、同集落在住の漢学者である帯刀三枝一（おびなた みえいち）氏に漢詩の書を依頼し、砂防事務所に寄贈いただきました（次頁参照）。

沿岸峡谷狂奔水流域脚村る世憂  
碎石飛泥崩作地傾家變境割林  
丘生民蹠々迷祖業農產年々未減  
收官賜砂防救壤滅倖哉國土保全歎  
祝犀川砂防事務所開設 天山老樵

犀の峡谷にそいて水は狂奔きょうほんす

流域の郷村百世憂うれえる

石を碎くだき泥を飛ばし崩れ地となる

家傾き境変わりにて林丘を割きく

生民続々と祖業に迷ふ

農産は年々減収を来たす

官賜しの砂防廢滅するを救ふ

偉なる哉な猶を国土を保全す

祝犀川砂防事務所開設

天山老樵  
ろうしやう